

介護予防訪問看護契約書

訪問看護ステーション ふれあい

____様(以下、「利用者」といいます)と訪問看護ステーションふれあい(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う介護予防訪問看護について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防訪問看護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は令和 ____年 ____月 ____日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了日以前に利用者が要支援状態区分変更の認定を受け、要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 上記の契約期間満期の契約満了の7日前までに、利用者から更新拒絶の申し出のない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了の翌日から、更新後の要支援認定有効期間の満了日とします。但し、契約期間満了日以前に利用者が要支援状態区分の変更の認定を受け、要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定有効期間の満了日をもって、契約期間の満了日とします。

第3条(介護予防訪問看護計画)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「介護予防訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「介護予防訪問看護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

第4条(介護予防訪問看護の内容)

- 1 利用者が提供を受ける介護予防訪問看護の内容は別紙に定めたとおりです。事業者は、別紙に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、介護予防訪問看護計画に沿って別紙に定めた内容の介護予防訪問看護を提供します。
- 3 第2項のサービス従業者は、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士です。
- 4 介護予防訪問看護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の介護予防訪問看護計画を作成し、それをもって介護予防訪問看護サービスを提供します。

第5条(サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。この場合所定の文書による申し出を行います。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第2項、サービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、利用者は複写の際に実費相当額を支払います。

第6条(料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として別紙に定める利用単位毎の料金をもとに計算された額を支払います。なお、介護保険における利用者の負担金は法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、法令にしたがって改定後の金額が適用された金額を支払います。
- 2 事業者は、サービス提供月の合計額の請求書兼領収書を作成し、サービス提供の翌月、利用者に請求します。
- 3 利用者は、請求書兼領収書の額をサービス提供翌月末日までに支払います。
- 4 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を1ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 5 前項の催告をしたときは、事業者は、居宅サービス計画を作成した介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
- 6 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第4項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解約する事ができます。
- 7 利用者は、居宅においてサービス従事者がサービス提供のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第7条(サービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス実施日の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して別紙に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払と合わせて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不調等の理由により介護予防訪問看護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することとします。この場合の取り扱いは別紙に記載したとおりです。

第8条(料金の変更)

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用者単位毎の料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 2 事業者は、料金を変更する場合、利用者の承諾のもと事前に説明します。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条(契約の終了)

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 以下の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約

することができます。

- ① 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ② 利用者のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保健施設に入所した場合等、3ヶ月以上利用しなかった場合自動的に終了とします。
 - ② 利用者の要支援認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合
- 但し、①の際に、利用者に継続の意思がある場合には、在宅生活の再開に際し同意書をもって契約を再締結するものとします。

第10条(秘密保持)

- 1 事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族等の個人情報を用いません。

第11条(損害賠償)

事業者は、サービスの提供にともなって、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。但し、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第12条(虐待の防止)

事業者はサービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

第13条(緊急時の対応)

事業者は、現に介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第14条(身分証携行義務)

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第15条(連携)

- 1 事業者は、介護予防訪問看護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、速やかに介護支援専門員に連絡します。なお、第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。
- 3 事業者は、主治医と連携を図り、適切な介護予防訪問看護を提供するために
 - ① 主治医が発行する介護予防訪問看護指示の文書(以下「指示書」という)の交付を受け介護予防訪問看護を提供します。
 - ② 定期的に介護予防訪問看護計画書及び、介護予防訪問看護報告書を主治医に提出しま

す。

第 15 条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、介護予防訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 16 条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 17 条(合意管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、松山地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

契約書別紙および重要事項説明書を確認したうえで、双方同意が得られましたので、上記の通り契約を締結します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〔住 所〕 松山市松末2丁目19番36号

〔事業者名〕 訪問看護ステーションふれあい
(介護保険事業所 3860190259)

〔代表者名〕 理事長 桑原 公朗 印

利用者

〔住 所〕

〔氏 名〕 印

(代理人)

〔住 所〕

〔氏 名〕 印

私及びその家族の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲で使用することに同意します。

(利用者との続柄)

介護予防訪問看護契約書

医療法人社団 慈生会
訪問看護ステーション ふれあい